

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年8月26日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000033号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000033号

第1 結論

請求者のA社における平成29年7月19日の標準賞与額を7万円に訂正することが必要である。

平成29年7月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年7月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年7月19日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。調査の上、当該賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された「平成29年夏季賞与」(写)により、請求者は、請求期間において、A社から7万円の賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料(6,357円)を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記「平成29年夏季賞与」(写)において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、7万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成29年7月19日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000036号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000034号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月2日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月2日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月2日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の年金記録がない。請求期間に係る賞与の支払を受けていたので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社(現在、C事業所の持株会社としてA社に係る社会保険業務を担っている。)の担当者の陳述、A社が加入するD健康保険組合の回答、同僚から提出された平成17年12月分の賞与に係る明細書(写)及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、A社から請求期間に9万2,000円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記のB社の担当者の陳述及びD健康保険組合の回答から、平成17年12月2日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月2日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000038号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000035号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を43万円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

A社から、育児休業期間中の平成15年7月4日に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与明細支給表2002年度下期」(写)及び請求者から提出された預金通帳(写)の入金記録により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払(43万円)を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成15年*月*日から平成16年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与明細支給表2002年度下期」(写)において確認できる賞与額から、43万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2000057号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000036号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月4日の標準賞与額に係る記録を73万円とすることが必要である。

平成15年7月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月4日

A社から、育児休業期間中の平成15年7月4日に賞与の支払を受けたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「賞与明細支給表2002年度下期」(写)及び請求者から提出された預金通帳(写)の入金記録により、請求者は、同社から請求期間に賞与の支払(73万円)を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき、育児休業期間中(平成15年*月*日から平成16年*月*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、社会保険庁長官(当時)に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行われぬ旨定められている。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賞与明細支給表2002年度下期」(写)において確認できる賞与額から、73万円とすることが必要である。